

一括計上価格を計上する低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定方法について（業務委託）

令和8年（2026年）4月1日改正

令和6年の担い手3法改正を踏まえ、建設業従事者の処遇改善、担い手の確保の取組をさらに促進させるため、また、入札制度のさらなる透明性を確保するため、滋賀県が発注する業務委託における、低入札価格調査基準価格および最低制限価格を設定する場合の算定方法を以下のとおりとします。

(1)低入札価格調査基準価格

全業務において、以下の国土交通省低入札価格調査基準算定式に基づき算定します。

(2)最低制限価格

全業務において、以下の国土交通省低入札価格調査基準算定式に基づき算出した額の±0.5%の範囲において、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定します。

[算定式]

業務におけるダンピング対策の推進について（令和6年4月17日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）

上記通知の予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額に一括計上価格の額に10分の10を乗じて得た額を合計した額。